

令和6年度 社会福祉法人 遠州中央福祉会事業計画

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(基本理念)

人間にとって基本的な生活の場は、家庭や地域である。

住み慣れた家庭や地域で自立した生活が出来る多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供できるよう創意工夫することにより、生きがいを感じ自ら自立への思いを起し、地域社会で生活を営むことが出来るよう支援することを基本理念とし、地域貢献への考えを具体化する。

1. 遠州中央福祉会

(1) 法人方針

福祉施設の運営を通じ地域との関わりを大切にし、地域から信頼される福祉施設となることを目指し、地域福祉の拠点となるよう事業活動を行います。ご利用者様と地域から信頼されるため、自ら考え行動することで、法人全体の「質」の向上を図ります。

(2) 重点目標

- ① 各事業所と連携し安定的に業務を行うために、また職員が働きやすい環境を作るため、一番に職員の採用に取り組みます。ハローワーク、ホームページ、職員紹介制度、求人誌、就職フェアに参加、学校訪問を通じ、必要な職員の確保に取り組みます。
- ② 福祉事業を安定的に継続していくために、各種法令・コンプライアンスを遵守し、適正な財務管理と事業所運営を行います。利用者人数を確保するための活動を徹底することにより安定的な収益の確保に取り組みます。
- ③ 働き方改革を推進し、魅力ある職場と働きやすい環境作りに努めます。
職員と管理者（施設・本部）との面談を計画的に実施し、職員が抱えている不安や不満に正面から向き合い解消に努めます。スキルアップや積極的に資格取得を目指す職員には、研修に積極的に参加し人材育成に取り組みます。
- ④ 地域福祉の拠点となれるよう、感染症対策を徹底したうえで、ブログやSNSを駆使し情報発信と地域交流に取り組みます。
- ⑤ 感染症や自然災害に対応したBCP（事業継続計画）を運用します。社会状況の変化により修正を加え、使えるBCPを維持していきます。利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を作ります。
- ⑥ 法人本部職員も施設の行事、イベントに積極的に参加し、利用者・職員との交流に取り組みます。

(3) 職員研修計画

充実した福祉サービスが提供できる体制作りを行うため、研修を計画し実施します。研修は、外部講師研修や、業務に関する資格取得、スキルアップを支援していきます。必要な場合には、動画視聴研修も取り入れていきます。

(4) 健康管理

職員の勤務状況・健康状態を適格に把握し、健康の保持、疾病の予防を推奨します。働きやすい職場環境作りを目指し、有給休暇が取得しやすい雰囲気、有給休暇の計画的取得を推進し、メンタルヘルス対策と業務の効率化に取り組みます。

2. 法人本部

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 各種法令、コンプライアンスを遵守し適正な財務管理と事業所運営を行います。
- ③ ご利用者様と地域から信頼されるため、自ら行動することで法人全体の「質」の向上を図ります。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 行動計画

- ① 安定的な業務運営に向け、各事業所と連携し必要な職員の確保に努めます。
- ② 各事業所の進捗管理を徹底することで、安定的な収益確保に努めます。
- ③ 職員の抱えている不安や不満に正面から向き合い解消するために、計画的に面談を実施します。
- ④ 積極的にスキルアップや資格取得を目指す職員には、研修参加や試験を推奨し人材育成に取り組めます。
- ⑤ 地域福祉の拠点となれるようブログやSNSを駆使し情報発信と地域交流に取り組めます。
- ⑥ 法人本部職員も施設の行事・イベントに積極的に参加し、利用者・職員との交流に取り組めます。
- ⑦ 災害や感染症が発生した場合には、本部と現場施設と連携・情報共有を図ります。

3. 特別養護老人ホーム豊田ゆうあいの里

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 入居者の高齢化・重度化対応のため、多職種間連携を強化し、職種・部署・職員間での対応方法、情報の共有を図り、より質の高いユニットケアの提供に努めます。
- ③ 研修参加、自己研鑽を促し、知識・技術の向上を図ります。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 入居者の処遇

- ① 入居者・ご家族の意思を尊重し、多職種連携を取りながらユニットケアの効果的な介護サービスを提供します。
- ② 入居者個々が持っている身体的・精神的残存能力を維持できるように努めます。
- ③ 介護現場での事故の検証と防止に努めます。

(3) 事業（入居）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	80	80	80	80	80	80	480	
利用者数	78	77.5	78	78	77.5	78	467	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	80	80	80	80	80	80	480	960
利用者数	78	78	77.5	77	78	78	466.5	933.5

(4) 行動計画

令和6年度の収益確保を目指していく為に、各部署と連携をとり情報共有に努め退所から入所までの日数を10日以下とし、入居者確保に努めます。

入所後は、日々の心身の状況を把握し看護師・機能訓練士・介護職他でミーティングを行い、入居者の生きがいや満足度などQOL（生活の質）の向上に努めます。体調に異変を確認した時は看護師に報告し今後の動きを決め早急に対処します。

また、情報の共有を確実にを行い、入居者の日々の変化に対し職員の気づき、観察力を高め根拠に基づいたケアの提供と入居者を理解し信頼関係を構築する事で安心・安全・尊厳のある暮らしの提供を目指します。

個別ドライブや買い物外出など喜んで頂けるような行事を企画します。

職員の言葉遣いや対応方法など接遇マナー、不適切ケアを委員会で取り上げ、何が不適切でどの様にすべきなのかを考え、接遇マナーの向上に努めます。

内外の研修にも参加し、自己研鑽を促しスキルアップを図っていきます。

24時間シートの活用に対し、施設・委員会・ユニットで一丸となって取り組み段階を踏んで進めて行けるよう基盤から見直しを行います。

(5) 地域交流計画

ボランティアや慰問を受け入れ地域との交流を図ります。また、過去に繋がりのあったボランティアや慰問にもお願いし再度繋がりを強くしていきます。

地域の行事やイベント、防災訓練等に積極的に参加し、災害発生など緊急時には地域で助け合える環境を整えていきます。

4. 豊田ゆうあいの里短期入所介護事業

(1) 運営方針

① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。

② 在宅での生活が継続できるよう、利用者の自立支援と家族介護の負担軽減に努めます。

③ ご利用者の意思及び人格を尊重し、各機関・事業者と密接な連絡を取り、総合的なサービスの提供に努めます。

④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

① ご利用者の日常生活動作能力の維持・向上を念頭におき、その能力に応じた必要な支援及び援助等のサービスを提供します。

② 送迎、食事、入浴、排泄、整容、レクリエーションのサービスを適切な技術をもって提供します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計		
定員	20	20	20	20	20	20	120		
利用者数		12	12	12	12	12	12	72	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計	
定員	20	20	20	20	20	20	120	240	
利用者数		16	16	16	16	16	16	96	168

(4) 行動計画

ショートから特養への入所をスムーズに繋げられるように多職種との連携を密に対応していきます。

相談員体制を見直し、袋井ゆうあいの里との連携を行いながら、急遽の依頼や相談員業務が滞ることのないような状態にしていきます。

継続しての利用をしていただけるように、ご利用者に対して笑顔での対応やコミュニケーションを多くとるなど職員全員が意識していきます。職員間の情報共有をしっかりと行い、統一したケアが行えるようにしていきます。

職員の負担も軽減できるように、職員の意見も聞きながら業務改善に取り組んでいきます。

5. 豊田ゆうあいの里通所介護事業

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② ご利用者・ご家族の意向を尊重し、質の高いサービスを追求しながら安全で安心、かつ信頼される在宅サービスの提供を目指します。
- ③ ご利用者に適したサービス内容、利用目的を勧め在宅生活が維持できるよう支援します。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① 送迎、生活相談、食事、入浴、排泄、日常動作訓練、レクリエーションのサービスを提供します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	35	35	35	35	35	35	210	
利用者数	31	31	31	31	31	31	186	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	35	35	35	35	35	35	210	420
利用者数	30	30	30	30	30	30	180	366

(4) 行動計画

ご利用者、ご家族が安心して在宅生活を過ごせるように、ご利用者様一人ひとりの状態を把握して、心身共に寄り添った支援、介助を行い、認知機能の低下されている方でも、楽しく意欲的に活動して頂ける環境作りをしていきます。

日々の感染予防に努め、安心安全なサービス提供をしていきます。感染が発生した場合にも、業務継続計画に沿って事業が継続していけるように対応していきます。

多職種連携をして、ご利用者の状態にあった対応が出来るようにカンファレンスを開催していきます。

6. 豊田ゆうあいの里居宅介護支援事業磐田事業所

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、ご利用者及びそのご家族の希望等を考え居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
利用者数	110	120	120	120	120	120	710	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
利用者数	120	120	120	120	120	120	720	1,430

(4) 行動計画

特定事業所としての役割を担い、ご利用者への適切なケアマネジメントが行えるよう、事業所の体制、運営上のコンプライアンスを改めて確認し遵守していきます。また、法令の改正に伴う介護保険の算定要件についても、情報収集、行政への確認を行い、ご利用者のサービス利用と費用のバランスがとれるケアプランの作成やサービス調整を行います。

防災、感染予防、虐待防止を目的としたBCPや指針が整い、実際に事案が起きたときに行動ができるよう、定期的にカンファレンスや研修会を行っていきます。令和6年1月に施行された認知症基本法に則り、認知症の人も認知症でない人も、お互いに支えあいながら生きていく社会になるよう、地域での介護教室や家族会、研修会など近隣介護事業所と開催していきます。またヤングケアラーへの支援や理解の推進にも努めていきます。

法人内の部署と連携を密にして、介護の相談から介護サービスの利用、身体状況の変化や疾患に合わせた生活上のアドバイスや提案を行い、ご利用者が安心して過ごせるように支援していきます。そのためにも、主任介護支援専門員の資格取得を事業所として全面的にサポートしていきます。

7. 福田ふれあい荘通所介護事業

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② ご利用者・ご家族の意向を尊重し、質の高いサービスを追求しながら安全で安心、かつ信頼される在宅サービスの提供を目指します。
- ③ ご利用者に適したサービス内容、利用目的を勧め在宅生活が維持できるよう支援します。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① 送迎、生活相談、食事、入浴、排泄、日常動作訓練、レクリエーションのサービスを提供します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	35	35	35	35	35	35	210	
利用者数	32	32	32	32	31	31	190	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	35	35	35	35	35	35	210	420
利用者数	31	31	31	31	32	32	188	378

(4) 行動計画

福田ふれあい荘の特徴であるご利用者、ご家族に寄り添ったサービスに取り組むという意味でも、職員全員が協力し、職員一人ひとりが同じサービスが出来る体制作りを行います。また、職員のレベルアップを図る為に、認知症の方のアセスメントや介護技術向上の為に勉強会の開催や研修の参加を促します。

地域密着のサービスを提供する為に、家族会の開催を行いふれあい荘のアピールをし、利用者人数の増加を目指します。

職員が働きやすい環境作りと、意見交換が出来やすいチームワーク作りを行います。

8. 福田ふれあい荘 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型・サービスA）

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 心身機能の維持向上のための体操やレクリエーション、趣味活動を行い、介護予防を図ります。
- ③ ご利用者の尊厳を大切に、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

(2) 利用者の処遇

- ① 心身の状態が安定し、自立生活が送れる支援をしていきます。
- ② 送迎、生活相談、食事、日常動作訓練、レクリエーションのサービスを提供します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	20	20	20	20	20	20	120	
利用者数	14	14	14	14	14	14	84	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	20	20	20	20	20	20	120	240
利用者数	14	14	14	14	14	14	84	168

(4) 行動計画

居宅介護支援事業所と連絡、報告を密にとりご利用者の状況や活動内容を報告し、新規利用者の確保に取り組みます。ご利用者が楽しめるレクリエーションや外出の機会をもち心身共に健康でいつまでも自宅で過ごせる場所の提供に努めます。

9. 豊田ゆうあいの里居宅介護支援事業福田事業所

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、ご利用者及びそのご家族の希望等を考え居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業（利用）利用計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
利用者数	115	115	115	115	115	115	690	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
利用者数	115	115	115	115	115	115	690	1,380

(4) 行動計画

引き続き地域に開かれ、貢献できる事業所を目指していきます。福田包括支援センターや他事業所、地域ボランティアと共同し、認知症の介護者や地域の方が意見交換や介護の理解を深める場として、認知症カフェを年3回開催していきます。

地域包括支援センターと連携して、地域の介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会（しらす会）を年5回継続して開催していきます。開催にあたっては、感染予防を徹底する為、リモートで行う等、工夫をします。

ケアマネ力向上・チーム力の強化を目的に、支援終了ケースの振り返りを行ない、事業所内で支援過程の共有や意見交換を行い、個人の相談力の強化を図り、次の支援に繋げていきます。研修は業務に支障が出ないように、選択を行い参加した人がカンファレンスで報告をします。

業務効率化、レベルアップの為「適切なケアマネジメント手法」をカンファレンスで学習し、アセスメント、計画書、モニタリングに反映出来るようにします。

令和6年度のトリプル改正（医療・介護・障害福祉）の学習をし、業務に支障がないように情報共有を行っていきます。

10. 特別養護老人ホーム袋井ゆうあいの里

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 入居者の高齢化・重度化対応のため、多職種間連携を強化し、職種・部署・職員間での対応方法、情報の共有を図り、より質の高いユニットケアの提供に努めます。
- ③ 研修参加、自己研鑽を促し、知識・技術の向上を図ります。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 入居者の処遇

- ① 入居者・ご家族の意思を尊重し、多職種連携を取りながらユニットケアの効果的な介護サービスを提供します。
- ② 入居者個々が持っている身体的・精神的残存能力を維持できるように努めます。
- ③ 介護現場での事故の検証と防止に努めます。

(3) 事業（入居）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	480.0	
利用者数	78.8	78.8	78.8	78.8	78.7	78.8	472.7	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	480.0	960.0
利用者数	78.8	78.8	78.8	78.4	78.7	78.8	472.3	945.0

(4) 行動計画

人材確保をする為に、職員の紹介制度の利用や、ハローワーク、紹介・派遣会社との情報交換を行っていきます。また、就職フェアや地域の高校へ出向き施設の周知を図り、就職へ結びつくようにしていきます。採用面接を行う職員には人材確保に関する研修へ参加してもらいスキルアップを図ります。

入職後のオリエンテーションの実施、1週間～2週間後の面談実施、新人研修などへの参加を行い、新入職者の不安を取り除き離職防止に努めていきます。

ワーク・ライフ・バランスを構築する為、リフレッシュ休暇の継続や勤務形態の見直し、業務改善、研修の充実を図ります。

令和5年度と同様、法人内での連携を取り、退所から入所までの期間を8日以内とします。

危険予測やご利用者の僅かな変化に早めに気づけるよう介護のレベルを高め、入院しても早期に退院が出来るようにし、入院日数を減らすように努めます。

現在、紙を使用している書類の電子化を進め紙の使用量削減や、オムツ・パットの使用量削減に努めていきます。

介護現場において、ケア（機能訓練・口腔・栄養）に関しての意見をユニット内で出し合い、ユニットから他部署に発信して情報共有を行い、ご利用者がより安心して生活が出来る環境作りに努めていきます。また、生産性向上に向けてガイドラインに基づき、インフラ整備に着手していきます。

特養・ショート・デイ・居宅・さわふれが一体となり、BCPについて委員会にて現場職員と検討し、災害・感染・虐待が起きた時直ぐに活用できるよう見直しを行い、周知していきます。

委員会・ユニット会議で職員一人一人が発言できる環境作りやお互いの良い所を知る為、ユニット間職場体験の継続と3か月に一回の面談を行っていきます。

利用者様の身体機能維持、コミュニケーションの活性化、QOL（生活の質）向上の為、日々のレクリエーションの充実や外出レク、ユニット行事、施設行事の充実を図ります。

(5) 地域交流計画

地域交流ホールの提供や体操教室、カフェなどを行い、地域との交流を深めていきます。また、地域の福祉活動に講師としての参画や会議体への参加等、地域交流に努めます。地域の防災訓練に参加し、災害時に地域と協力体制が築ける環境を整えていきます。

1 1. 袋井ゆうあいの里短期入所介護事業

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 在宅での生活が継続できるよう、ご利用者の自立支援と家族介護の負担軽減に努めます。
- ③ ご利用者の意思及び人格を尊重し、各機関・事業者と密接な連絡を取り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① ご利用者の日常生活動作能力の維持・向上を念頭におき、その能力に応じた必要な支援及び援助等のサービスを提供します。
- ② 送迎、食事、入浴、排泄、整容、レクリエーションのサービスを適切な技術をもって提供します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	60.0	
利用者数	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	50.4	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	60.0	120.0
利用者数	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	50.4	100.8

(4) 行動計画

利用率を安定させる為に、特養・居宅との連携をより密に行いロング利用を確保していきます。

急遽利用、送迎（曜日・時間帯）などの利用ニーズに対応できる様に職員シフトの調整体制を作っていきます。

介護面では個別ケア・サービス向上を目指し、多くの情報を漏れのない様にする為、申し送りノート・ホワイトボードの使い方を随時見直し対応して行きます。情報を統一する事により、職員にとっても安心してサービス提供が出来る様にして行きます。

人材育成・職員研修や働きやすい職場環境、BCPへの取り組みを特養と一体となり取り組んでいきます。

1 2. 袋井ゆうあいの里居宅介護支援事業

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、ご利用者及びそのご家族の希望等を考え居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
利用者数	140	140	140	140	140	140	840	(単位:名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
利用者数	140	140	140	140	140	140	840	1,680

(4) 行動計画

地域に信頼される事業所として、引き続き市主催や各包括主催の研修に積極的に参加していき、顔の見える関係性を維持します。保険者、各事業所との情報の共有に努め連携の強化を図り、地域包括ケアシステム構築の役割を意識した関わりを持ち、地域の活動へ参加していきます。

引き続き袋井拠点の収益確保のため、他サービス事業所の情報収集に努め法人サービス事業所に情報提供をしていきます。

職員を増員し、後輩の育成に重点を置いた取り組みをします。事業を円滑に行う為に定期的なカンファレンス以外にも情報共有カンファレンスを開催していきます。

又、利用人数を維持する為に業務効率化に向け問題点を見出し、その都度迅速に対応していきます。

1 3. 袋井ふれあい荘通所介護事業

(1) 運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② ご利用者・ご家族の意向を尊重し、質の高いサービスを追求しながら安全で安心、かつ信頼される在宅サービスの提供を目指します。
- ③ ご利用者に適したサービス内容、利用目的を勧め在宅生活が維持できるよう支援します。
- ④ 感染症や災害への対応強化を図っていきます。

(2) 利用者の処遇

- ① 送迎、生活相談、食事、入浴、排泄、日常動作訓練、レクリエーションのサービスを提供します。

(3) 事業（利用）計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	
定員	40	40	40	40	40	40	240	
利用者数	32	32	32	33	33	33	195	(単位：名)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
定員	40	40	40	40	40	40	240	480
利用者数	32	31	31	31	32	32	189	384

(4) 行動計画

月初の居宅訪問やサービス担当者会議への多職種での参加を継続していきます。顔の見える関係を築き、ご利用者の状態について細部まで共有することにより、ご利用者を紹介して頂けるよう月間報告書やリハビリ通信・看護通信で袋井ふれあい荘のPRを行なっていきます。

生活歴・生活習慣シートの見直しを行ない、ご利用者一人一人のニーズの把握や自立支援を再検討していきます。

人材確保の点では、新人職員定着のため、新人教育チェックリストの見直しを行ないます。また、指導者対象に指導方法の研修へ参加してもらいスキルアップを図ります。

各委員会活動の情報を全職員で共有し、ご利用者に対して安心して利用していただける環境を作ります。作成したBCP・マニュアルの見直しに取り組みます。

1 4. 森町さわふれクラブ 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型・サービス A）

（1）運営方針

- ① 介護保険改定に伴う関連法令、利用者・事業者への対応をスムーズに行えるように、関係機関との連携強化、知識向上に努めます。
- ② 心身機能の維持向上のための体操やレクリエーション、趣味活動を行い、介護予防を図ります。
- ③ ご利用者の尊厳を大切にし、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供します。

（2）利用者の処遇

- ① 心身の状態が安定し、自立生活が送れる支援をしていきます。
- ② 送迎、生活相談、食事、日常動作訓練、レクリエーションのサービスを提供します。

（3）事業（利用）計画

①さわふれクラブ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	(単位:名)
利用者数	180	120	180	120	120	180	900	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
利用者数	180	120	180	120	120	180	900	1,800

②介護予防事業きらきら

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	(単位:名)
利用者数	60	40	60	40	40	60	300	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	年間合計
利用者数	60	40	60	40	40	60	300	600

（4）行動計画

①さわふれクラブ

きらきらからの移行をして頂ける様に、職員・外部講師によるレクリエーションや講義、外出イベントなど魅力ある活動に取り組みます。利用人数に合わせて、介護職・ドライバーと職員の体制を調整して行きます。

介護保険改定に合わせ、自己負担分（食費・作業材料費）の料金を見直していきます。BCPへの取り組み、委員会活動を袋井ゆうあいの里と一体となり取り組んでいきます。

②介護予防事業きらきら

森町包括へ活動予定配布や開催日固定などの情報を提供し、共有してもらいます。利用しやすく、また紹介して頂きやすい環境を作っていきます。